

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年 6月20日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 第1会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員			4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士夫	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
			19 番	高橋 豊文			

欠席委員 2名

欠席者 3 番 栗田 美博 18 番 藤井 清

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広
職 員 佐野 崇 岡本 尚士

議案等

議案第1号	農業委員会職員の任免について
議案第2号	農地法第3条許可後の取消しの件
議案第3号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第4号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第5号	非農地証明願承認の件
議案第6号	農地法第5条許可後の事業計画変更の件
議案第7号	農地改良に係る届出について
議案第8号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第9号	その他

議事は次のとおり

- 会 長 それではただ今より、6月の定例会を開会します。
本日、3番 栗田委員さん、18番 藤井委員さんより欠席の届出があります
ので御報告します。
出席委員は19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立してい
ます。本日の議事録署名人につきましては、6番 赤股委員さん、7番 雨霧委
員さん よろしく申し上げます。本日の議案につきましては、議案第1号から議
案第9号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が5件あります。
御審議よろしく申し上げます
- 会 長 それでは、議案第1号、農業委員会職員の任免について、1ページを開いてく
ださい。1番、鈴木 正俊（すずきまさとし）、令和4年5月31日、まんのう町
農業委員会事務局長を免ずる。2番、藤原 道広（ふじわらみちひろ）令和4年
6月1日、まんのう町農業委員会事務局長に任命する という内容の議案になり
ます。
こちらに関しては、まんのう町農業委員会規則第5条第2項で「職員は、会長
が任免する。」と規定されています。
6月1日のまんのう町の人事異動に伴いまして、鈴木課長が企画政策課に異動
し、藤原課長補佐が農林課長に昇任ということで上程いたします。
議案第1号について、承認することに異議ございませんか。
- 会 長 議案第1号については、異議なしということで、原案のとおり承認されました。
ありがとうございました。
- 委員全員 異議なし。
- 鈴木課長 (挨拶)
- 藤原課長 (挨拶)
- 会 長 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可後の取り消しの件を議題とします。
事務局の報告を求めます。
- 事務局(佐野) (3条取り消し説明)
- この案件は令和4年3月の農業委員会にて審議したもので、三人の共有名義にな
っている申請農地を、1人の名義にまとめたということで、申請があり、許可となっ
たものです。この度 三人の都合により、3条許可の取消願が5/19に提出されま
した。
- 会 長 事務局からの報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。 議案第2号について、原案のとおり
承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号につきまして、原案のとおり、承認することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明)
(3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲渡人事由 新規就農
■申請地 四条字 田 233 m² 1筆 地籍合計 233 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 233 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日 令和4年5月19日
■現地調査実施日
令和4年6月6日
■営農計画書(様式第3号)
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間0日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 相手方の要望 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
■申請地 買田字 田 649 m² 1筆 地籍合計 649 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5033 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日 令和4年5月2日
■現地調査実施日
令和4年6月6日
■営農計画書(様式第3号)
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間150日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。番号1の説明は私が行います。

中浦委員 (補足説明3条-1)
先日15日、高鳥推進員さんと事務局共々、現地を確認致しました。本人には

会えませんでした。詳細は先ほど事務局が説明した通りです。よろしくご審議の程お願い致します。

会 長 続きまして、番号2の担当委員 白川委員さん、よろしくお願いします。

白川委員 (補足説明3条-2)
本人には会えませんでした。15日に現地確認を実施しております。自治会長に会って、この地区のお話を聞きますと、小面積の農地が多くて耕作放棄地が多いということで、自治会でも困っていた状態だったそうです。今回話がまとまって、喜んでいるところです。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5条 説明)

(5条申請)

番号1(駐車場) / 【売買による所有権移転】

*申請地: 長尾字 [] ほか1筆 併せ地 44404.24 (店舗)

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日(令和4年5月27日)

*農地区分: 第1種農地～ [] より北北西側約1.4kmに位置し、町道 [] に接した農地。

*申請目的: 露天駐車場

～申請地は、平成5年度から平成14年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業で換地処分された第1種農地に区分される。申請者は現在、[] 内で就労弱者を積極的に雇用して、うどん店の経営や施設内の清掃業務を行っているが、令和3年9月17日に農地転用の許可を受けて、新規事業を立ち上げ、若者の雇用を生む「農業」の在り方を模索するために、申請地区域内で収穫される野菜や食材を使ったピザやドリンクの販売、農業体験や食育イベント、さらに自然教室などを複合的に行える店舗を令和4年3月26日に申請地区域内で開業している。開業以降、マスコミなどに取り上げられたこともあって、来訪者や来客者が多くなり、確保している現有駐車場とのバランスがとれず、店舗周辺の町道などに路上駐車している状況が続き、周辺農家の通行に支障をきたしていることから、駐車スペースを確保することが急務となり、現有駐車場を拡張するため、

本申請に至ったもの。

- *登記簿添付：申請地～2筆
(申請地)～令和4年5月27日法務局発行(3箇月以内)
[]～平成15年4月12日 土地改良法による換地処分
ほか1筆～令和4年5月20日 相続による所有権移転
(併せ地)～令和3年7月16日法務局発行(3箇月以内)
[]～平成14年10月7日 昭和60年年月日不詳地目変更
ほか4筆～令和3年5月13日 売買による所有権移転
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
- *申請地：盛土なし、表面碎石
擁壁～計画なし
- *排水計画：雨水：施設内溜枒を經由して既設水路へ排水
汚水：発生なし
- *資金調達計画：土地代 []円、造成費 []円で合計 []円となり、預金通帳の写しを添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *農地転用に伴う隣接農地関係者同意書添付
- *資材置場及び駐車場保有状況一覧表添付
- *法人登記簿、定款添付

番号2(分家住宅)／【使用貸借権設定】

- *申請地：長尾字 [] 田 396 m²
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日(令和4年5月27日)
- *農地区分：第1種農地～長尾の []より北側約140mに位置し、
町道 []沿いにある農地
- *申請目的：分家住宅
～申請地は、町道沿いにあり、団体営土地改良総合整備事業で換地処分された第1種農地に区分される。借り人一家は現在町外の借家に居住しているが家族も増え手狭になっていることや将来、実家の両親の面倒をみることになり、実家附近で宅地を探していたところ、貸人である父親の農地の一部を宅地として利用することに同意が得られたことから、この度の転用申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～1筆
(申請地)～令和4年5月24日法務局発行(3箇月以内)
[]～令和4年5月19日 []から分筆
～平成15年3月25日 土地改良法の換地処分による所有権登記
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
- *申請地：盛土～花崗土盛土 t=0.45m
擁壁～新設コンクリート擁壁 H=0.30m
- *排水計画：雨水：敷地内溜枒から西側既設水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置して放流
- *資金調達計画：造成費 []円、建築費 []円で合計 []円となり、住宅ローンの事前審査結果添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号3（駐車場）／【売買による所有権移転】

＊申請地：四條字■■■■田 230 m² ほか1筆
併せ地 796.55 m²（病院敷地）

＊農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年5月27日）

＊農地区分：第2種農地～申請者が経営する■■■■より■■■■側約40mに位置し、県道■■■■線沿いにある農地。

＊申請目的：駐車場

～譲受人である医院では、関連施設として透析施設やデイケアの患者がおり、ピーク時には現有駐車場が満杯となっていることから患者用の駐車スペースの確保が急務となったため、病院周辺で用地を探していたところ、譲渡人の所有農地が計画に見合う規模であったため、協議したところ、売買による所有権移転に同意が得られたことから、この度の転用申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～1筆

（申請地）～令和4年2月18日法務局発行（3箇月以内）

■■■■～平成10年11月5日 国土調査による成果

ほか1筆～令和3年7月20日 相続による所有権移転

（併せ地）～令和4年4月8日法務局発行（3箇月以内）

■■■■～平成10年11月5日 国土調査による成果

～平成27年10月27日 相続による所有権移転

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～花崗土盛土 t=0.40m

擁壁～周囲コンクリート擁壁 H=0.60m～0.90m

＊排水計画 雨水：自然浸透

汚水：発生なし

＊資金調達計画：土地代■■■■円、造成費■■■■円で合計■■■■万円となり、預金通帳の写しを添付。

＊確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

＊施設等保有状況一覧表添付

＊法人登記簿、定款添付

番号4（分家住宅）／【使用貸借権設定】

＊申請地：吉野下字■■■■田 335 m²

＊農用地区域外農地～農振除外不要

＊農地区分：第3種農地～■■■■より■■■■側約145mに位置し、町道■■■■線沿いにある農地。

＊申請目的：分家住宅

～借人は、現在、炭所東の実家で母親や兄家族と同居しているが、家族が多く、手狭であり、生活するうえで家族の生活スタイルも違うことなどから新たな住宅を計画して町内で宅地を探していたところ、貸人である妻の父親が所有する農地の一部を宅地として利用することに同意が得られたことから申請に至ったもの。

＊登記簿添付：申請地～1筆

（申請地）～令和4年5月12日法務局発行（3箇月以内）

■■■■～平成3年1月4日■■■■から分筆

～平成1年8月18日 相続による所有権移転

- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～花崗土盛土 $t=0.62\text{m}$
擁壁～新設コンクリート擁壁 $H=1.02\text{m}\sim 1.32\text{m}$
- *排水計画：雨水：最終枡を設置し東側水路へ放流
汚水：汚水枡を設置し町道内の公共下水道管に接続
- *資金調達計画：造成費 ■■■■■ 円、建築費 ■■■■■ 円で合計 ■■■■■ 円となり、金融機関の融資証明書を添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *計画地周辺における所有地一覧表添付
- *道路工事承認申請書添付

番号5（分譲住宅）／【売買による所有権移転】

- *申請地：東高篠字 ■■■■■ 田 1141m^2
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年5月27日）
- *農地区分：第2種農地～東高篠の ■■■■■ より南側約200mに位置し、■■■■■線沿いにある農地。
- *申請目的：分譲住宅
～譲受人はまんのう町内を中心に不動産業を営む法人で、主に分譲住宅の販売を行っている。この度、当該申請地の区域で住宅希望の問い合わせが多数あることから、附近で分譲住宅用地を探していたところ、営農の縮小や、高齢による労力不足で自作が困難となり、当該農地の売却を検討していた土地所有者との意向が合致して、売買による所有権移転に同意が得られたことから申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～1筆
（申請地）～令和4年5月11日法務局発行（3箇月以内）
■■■■■ ～令和4年11月2日 国土調査による成果
～昭和51年9月21日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～花崗土盛土 $t=0.40\text{m}$
擁壁～新設コンクリート擁壁 $H=0.45\text{m}\sim 1.20\text{m}$
- *排水計画：雨水：敷地内溜枡から西側用水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置し西側用水路へ放流
- *資金調達計画：土地代 ■■■■■ 円、造成費 ■■■■■ 円、建築費 ■■■■■ 万円で合計 ■■■■■ 円となり、金融機関の残高証明書添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃町土地改良区、満濃池土地改良区
香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *分譲住宅等工事進捗状況一覧表添付
- *法人登記簿、定款添付

番号6（貸店舗）／【売買による所有権移転】

- *申請地：買田字 ■■■■■ 田 125m^2 ほか3筆
併せ地 56.31m^2 （水路用地）
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年5月27日）

- *農地区分：第2種農地～[]より[]側約1.7kmに位置し、国道[]と町道[]に接する農地。
- *申請目的：貸店舗
 - ～申請者は現在、中讃地区、特にまんのう町や琴平町内を中心に分譲住宅販売などを展開する不動産業を営んでいる。申請地の区域では数年前から、附近の住民から大型小売店の強い要望があり、申請地付近で用地を探していたところ、5年ほど前から未耕作状態で農地の管理に苦慮していた農地所有者との売買に同意が得られ、全国的に展開している小売店が店舗の借主となる協議も整ったことから、このたびの申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～4筆
 - (申請地)～令和4年6月6日法務局発行(3箇月以内)
 - []～令和4年6月3日[]、[]に分筆
 - ほか3筆～平成2年11月19日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済(調整を了している)
- *申請地：盛土～花崗土盛土 $t=0.25\text{m}\sim0.40\text{m}$
切土～ $t=0.50\text{m}$
擁壁～コンクリート擁壁 $H=0.20\text{m}\sim1.40\text{m}$
- *排水計画：雨水：最終枿を設置後、水路へ放流
汚水：農道内の公共下水道管に接続
- *資金調達計画：土地代 []万円、造成費 []万円、建築費 []万円で合計 []万円となり金融機関の融資証明書を添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *法定外公共物の用途廃止申請書添付
- *施設等保有状況一覧表添付
- *農地転用に伴う隣接農地関係者同意書添付
- *法人登記簿、定款添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1と番号2の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 5条-1、2)
 それでは、番号1、番号2と続けて説明致します。番号1につきましては17日に現地を確認しました。[]の社長、また売り手の[]さんともお会い致しました。[]社長は事業を開業して順調に進んでおり、[]の横の駐車場以外にも2か所あります。それでも足りないということで、今回の申請に至っております。それ以外に事業的な考え方を非常に強く持っていて、地域のために人が集まってくることを考え、その他農地の利用も考えておりますということで、現在にんにくも近くで作っているそうです。できれば地元の業者と話して、イチゴ狩り、トマト狩り等を考えているそうです。今回につきましては必要に迫った申請になりますので、よろしくお願い致します。番号2の[]さんにつきましては、事務局が説明して頂いた通りで付け加えることはないと思います。番号1、2を通してよろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3と番号4の説明は私が行います。

- 中浦委員 (補足説明 5 条-3、4)
番号 3 の [] さんの件でございますが、先日、高鳥推進員と現地確認を致しました。場所は喫茶 [] の道を挟んで東側になります。詳しい説明は事務局がして頂いた通りでございます。
続きまして番号 4 の [] は、私の家の横の方になりますが、娘さんが手狭となって、農地に分譲住宅を建てたということで、私共のファームの組合員でもあります。了解を得て事の運びとなっております。ご審議、よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号 5 の担当委員 近藤委員さん、よろしくお願いします。
- 近藤委員 (補足説明 5 条-5)
先般、15 日に白川推進員と共に現地を確認致しました。本人にもお会いしました。本人も年末から今までのところで、3 回ほど入退院を繰り返していました。農業に対する意欲も薄れてきていますし、高齢でございますので農業は廃止したいと聞いています。詳細につきましては事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号 6 の担当委員 白川委員さん、よろしくお願いします。
- 白川委員 (補足説明 5 条-6)
6 月 15 日に [] さんと電話でお話をさせて頂きました。以前から言っていました転用だったので、よろしくお願いしますということでした。
他 1 名の [] さんに午後に会ってお話を聞き現地を確認しております。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 4 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございます。
- 会 長 続きまして、議案第 5 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(藤原) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)
番号 1 (農業経営施設用地) / 第 2 種農地 (倉庫)
* 申請地: 造田字 [] 田 106 m²
* 農地区分: 第 2 種農地: [] より南東側約 210m に位置し、町道 [] [] 線沿いにある農地。
* 申請目的: 倉庫 (農業用施設用地)
～平成元年に農機具などを収納する納屋が建築されており、地目を現況

の宅地に変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付～令和４年５月１３日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 ５) イ
「耕作の事業を行う者が、その農地（２アール未満に限る）を
自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供
する場合」に分類された土地

番号２（農業経営施設用地）／第２種農地（露天作業場）

＊申請地：五條(畑) 64 m²

＊農地区分：第２種農地：より南東側約 260mに位置し、
と町道線沿いにある農地。

＊申請目的：露天作業場（農業用施設用地）

～本申請地は、工事が完了した平成 12 年頃から
露天作業場として利用しており、地目を現況の雑種地に変更するため、
非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和４年５月２４日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 ５) イ
「耕作の事業を行う者が、その農地（２アール未満に限る）を
自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供
する場合」に分類された土地

番号３（農業用施設用地）／第２種農地（用水路泥上げ場）

＊申請地：買田字(田) 7.94 m²

＊農地区分：第２種農地：議案第４号農地法第５条第１項の６番で審議した農地
転用予定地に隣接する農地。

＊申請目的：用水路泥上げ場（農業用施設用地）

～申請地は、用水路に隣接しており、農家住宅敷地の一部にはなってい
るが、水路の泥あげ場としての機能を有しており、地目を変更するた
めに、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和４年５月２４日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 ５) ア
「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供す
る他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設
の用に供する場合する場合」に分類された土地

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。番号１の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員

(補足説明 非-1)

６月１８日に現地確認を実施致しました。ご本人には会えませんでした。ご
家族の方に話をお伺いしたところ、納屋の方は平成元年に建築したということ
でした。詳細につきましては、事務局説明の通りです。よろしくお願いいたします
ます。

- 会 長 続きまして、番号2の担当委員、松浦委員さん、よろしくお願いします。
- 松浦委員 (補足説明 非-2)
6月18日に現地確認を致しました。■■■■さんの家族と会い、現地確認を致しました。この土地は建物が建っていて、聞けば■■■■が出来る前に山の神様が合ったそうです。山の神様をこの土地へ持ってきて、下に砂利を敷いて使っている状態であります。後は事務局の説明通りでございます。
- 会 長 続きまして、番号3の担当委員 白川委員さん、よろしくお願いします。
- 白川委員 (補足説明 非-3)
6月15日に現地確認をして参りました。現地については、家の裏のところであり石積みをして現状のように変更したそうです。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第5号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第6号、農地法第5条許可後の承認を伴う事業計画変更申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(藤原) (5条事業変更 説明)
(事業計画の変更申請：5条許可)
番号1(分譲住宅6棟)→(工事工期の変更)
*申請地：四條字■■■■(田)951㎡ほか1筆 合計2094㎡
*農地区分：第2種農地～四條■■■■より北北西側約55mにあり、
町道■■■■線沿いにある農地。
*許可日、許可番号：平成29年5月11日付け29農政第4522(1)507号
*変更許可日、許可番号：令和2年5月27日付け2農政第8638-8号
*変更理由：分譲住宅6棟
工事完了 R4.5.10 → R6.5.10
～申請者が、県知事より農地法5条の転用許可を受けて分譲住宅6棟のうち、現在までに5棟の工事を完了しているが、1区画1棟の工事が未完であり、当初計画していた完了予定日の令和4年5月10日を過ぎたため、工期を2年間延長するべくこのたびの計画変更に至った。
*登記簿添付：平成29年12月7日 地目変更(宅地)
*完了済区画の建物平面図添付
*法人登記簿、定款添付

- 会 長 事務局からの説明は以上です。番号 1 の補足説明は私が行います。
- 中浦委員 (補足説明 事業変更-1)
先日、18日に■■■■氏と会って現地確認等、話もお聞き致しました。詳細につきましては事務局の説明通りです。
- 会 長 補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 6 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 6 号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 7 号、農地法第 5 条 農地改良に係る届出の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(藤原) (農地改良 説明)
(農地改良)
番号 1 (農地造成)
*申請地：後山字■■■■畑 1027 m² ほか 7 筆 計 9511 m²
*農用地区域内農地～農振除外不要(造成工事のみ)
*農地区分：第 1 種農地～昭和 46 年から昭和 55 年にかけて香川県が事業主体として実施された県営農地開発事業により換地処分された農地
*申請目的：良質残土による盛土締固めで勾配改良
～申請者は、平成 29 年 3 月 29 日に農地法第 3 条の許可により申請地を取得しており、とうもろこしなどの飼料用作物を効率的に栽培するために造成工事を行って、傾斜をゆるくするためにこの度の計画に至った。
*登記簿添付：申請地～1 筆
(申請地)～令和 4 年 4 月 19 日法務局発行(3 箇月以内)
■■■■～昭和 55 年 12 月 19 日 土地改良法による換地処分
ほか 7 筆 平成 29 年 3 月 29 日 売買による所有権移転
*被害防除計画書添付済(調整を了している)
*申請地：良質残土盛土締固め 勾配 1:1.8
*排水計画：雨水：自然浸透、流下
汚水：発生なし
*資金調達計画：自社施工のため、資金証明なし
*水利組合意見書：地元水利組合総代押印添付
- 会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、岩倉委員さん、よろしくお願いします。
- 岩倉委員 (補足説明 農地改良-1)

この件につきましては、■■■■さんとも話をして現地も確認しました。畑の方は農地機構を通じて借りていましたが、公衆用道路があるということで、2月ごろ、土地改良の職員と一緒に行って、道路の払い下げに関して、今年のまんのう町土地改良区の総代会で承認いたしております。現地は少し勾配がきついということで、巡りをよくするための農地改良と聞いております。詳細については、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第7号について、原案のとおり受理することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第7号の件につきまして、原案のとおり、受理することに決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第8号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第8号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第9号 その他の件に移りたいと思います。
その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(事務局) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員	異議なし。
会 長	異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。
会 長	続きまして、その他の２番、経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。
事務局(庄)	(認定農業者 説明)
会 長	事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
会 長	質疑等もないようですので、その他の２番について、承認することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
会 長	異議なしということで、その他の２番について、承認されました。ありがとうございました。
会 長	続きまして、その他の３番、農用地利用計画の変更についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。
事務局(藤原)	(農用地利用計画の変更について 説明)
会 長	事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
会 長	質疑等もないようですので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
会 長	異議なしということで、その他の３番について、承認されました。ありがとうございました。
会 長	続きまして、その他の４番、「農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見書のための意見提出についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。
事務局(岡本)	(意見提出について 説明)
会 長	事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
会 長	質疑等もないようですので、その他の４番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の４番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の５番、令和４年度全国農業委員会会長大会の報告がございます。 岩倉副会長、よろしくお願いします。

岩倉副会長 (会長大会報告)

会 長 岩倉副会長からの報告は以上になります。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので以上でその他の５番、報告を終わります。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

7月の予定		
農地法申請	7月 5日(火)	締め切り
定例会	7月20日(水)	午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。